

日本女性会議2022in鳥取くらよし実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、日本女性会議2022 in 鳥取くらよし実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「日本女性会議2022in鳥取くらよし」（以下「倉吉大会」という。）を円滑に開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 倉吉大会の企画及び運営に関すること
- (2) その目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 実行委員会は、有識者、男女共同参画の推進に係る機関、団体の構成員、第2条の目的に賛同する企業等の構成員等による実行委員（以下「実行委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 2名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 実行委員長は、委員の互選により選任する。

2 副実行委員長及び監事は、実行委員のうちから実行委員長が指名する。

(役員職務)

第7条 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ実行委員長が指定した順位により、副実行委員長がその職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計事務を監査する。

(任期等)

第8条 実行委員の任期は第16条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、実行委員（有識者を除く。）が所属する団体等を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 委員は、無報酬とする。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、必要に応じて実行委員長が招集し、実行

委員長がその議長を行う。

- 2 実行委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 倉吉大会の開催に関する基本方針に関すること
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (3) 実行委員会の規約の制定及び改廃に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること
 - (5) その他重要事項に関すること
- 3 実行委員会は、実行委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 実行委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 実行委員は、会議に出席できないときは、代理人を指定し、出席させることができる。

(書面決議)

第10条 実行委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催する事が困難な場合は、賛否の意を表すべき期間を定め、書面により決議することができる。この場合において、前条第4項の規定を準用する。

(部会)

第11条 実行委員会の円滑な運営を図るため、実行委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 企画部会
- (3) 広報部会

- 2 部会は、次に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。
 - (1) 実行委員のうち、実行委員長が指名する者
 - (2) 第4条に規定する男女共同参画推進に係る機関、団体等から推薦された者
 - (3) 実行委員長が必要と認めた者

3 部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。

4 部会長は、実行委員の中から実行委員長が指名する者をもって充てる。

5 部会長は、部会の体制を整備するために、担当する部会の副部会長、部会員を指名することができる。

6 部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

7 前項に規定するもののほか、部会は実行委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を実行委員会に報告しなければならない。

8 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

(専決処分)

第12条 実行委員長は、会議を招集する時間的余裕がないとき、又は軽微な事項については、これを専決処分することができる。

2 実行委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 補助金及び負担金

(2) 協賛金及び寄付金

(3) その他の収入

(会計年度)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、実行委員会の設立した日の属する会計年度は、実行委員会の設立の日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を倉吉市生活産業部人権政策課に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

(解散)

第16条 実行委員会は、倉吉大会の終了した日の属する年度の末日をもって解散する。

(残余財産の帰属)

第17条 実行委員会が解散したときに生ずる残余財産の処分方法については、実行委員会で審議の上、決定する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附則

この規約は、令和2年9月23日から施行する。

別表（第11条関係）

部会名	所 掌 事 務
1 総務部会	(1) 実行委員会の庶務に関すること (2) 実行委員会全体の運営に関すること (3) 予算及び決算に関すること (4) 企業、協力団体等の協賛に関すること (5) 大会ボランティアに関すること (6) おもてなしに関すること (7) 大会記録、報告書に関すること (8) 交流会に関すること (9) その他部会に属さないこと
2 企画部会	(1) 開会式、閉会式等の企画及び運営に関すること (2) 全体会の企画及び運営に関すること (3) 分科会の企画及び運営に関すること (4) プレイベントの企画及び運営に関すること (5) その他大会全体の運営に関すること
3 広報部会	(1) ホームページの作成及び運営に関すること (2) ロゴマーク、タイトルデザイン等に関すること (3) ポスター、プログラム、PRグッズ等の作成に関すること (4) のぼり旗、看板等の作成に関すること (5) エクスカーションに関すること (6) 物産ブースに関すること (7) ニュースレター発行に関すること (8) その他、大会のPRに関すること